

## ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会

### ◆ ひとり親家庭等への支援の取組状況と課題 ◆

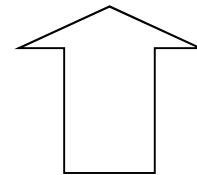


一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

平成25年6月25日（火）

# 全国都道府県・政令指定都市・中核市母子寡婦福祉団体 56団体

東北・北海道地区：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・札幌市  
関東地区：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・  
長野県・静岡県・横浜市・川崎市・静岡市  
中部地区：富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県  
近畿地区：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・大阪市・堺市・  
神戸市  
中国・四国地区：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・広島市  
九州地区：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・北九州市・  
長崎市



各市町村母子寡婦福祉会

## 各団体における支援事業の取組状況

### 実施事業等

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター 42団体
- ・ 母子家庭等就業支援講習会 38団体
- ・ 母子家庭等日常生活支援事業 37団体
- ・ 自立支援プログラム策定事業 22団体
- ・ 在宅就業支援事業 6団体
- ・ その他

養育費等法律相談・清掃事業（雇用促進・就労対策）・ホーム  
フレンド事業等

（平成24年12月現在）

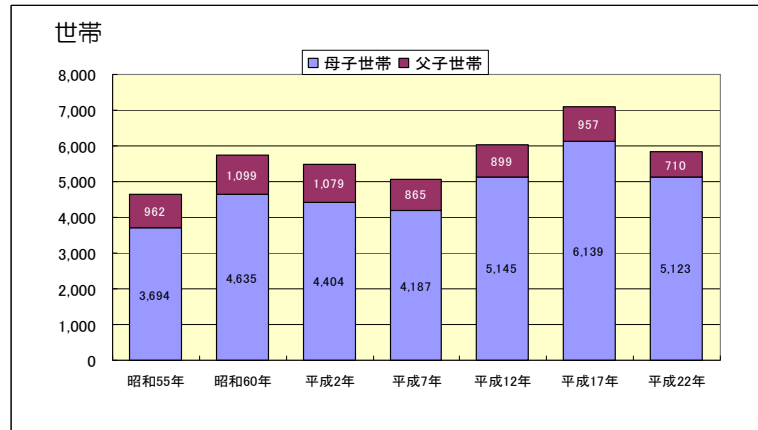
※平成15年より地域組織の多くは母子家庭の母の就業による自立促進を図るため、  
地方自治体より就業等・自立支援センター事業を受託し、地方自治体・ハローワ  
ーク等と連携し就業自立に向け積極的な支援を開始。

# 川崎市のひとり親家庭等について

## 1. ひとり親家庭等の世帯数の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯	3,694	4,635	4,404	4,187	5,145	6,139	5,123
父子世帯	962	1,099	1,079	865	899	957	710
合計	4,656	5,734	5,483	5,052	6,044	7,096	5,833

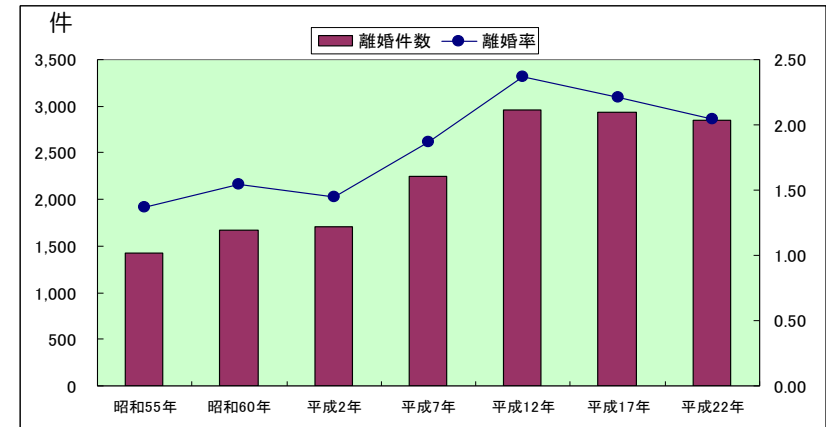
(国勢調査)



## 2. 離婚件数と離婚率の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
離婚件数	1,429	1,675	1,701	2,247	2,959	2,935	2,851
離婚率	1.37	1.54	1.45	1.87	2.37	2.21	2.04

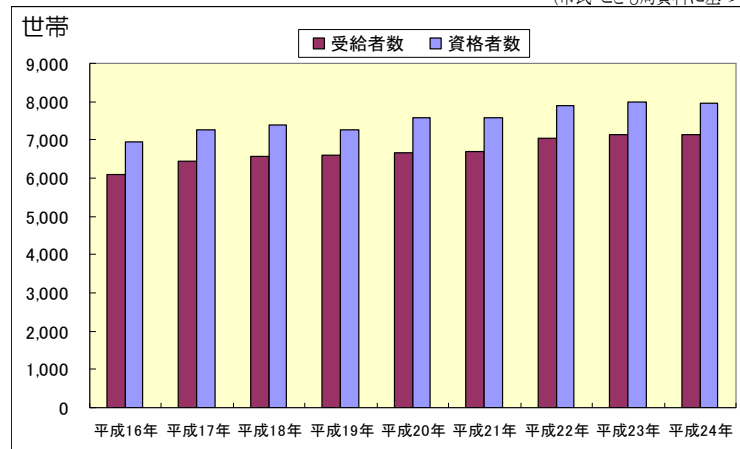
(厚生労働省・人口動態調査)



## 3. 児童扶養手当受給者数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
受給者数	6,082	6,427	6,562	6,614	6,658	6,685	7,042	7,146	7,140
資格者数	6,939	7,271	7,403	7,253	7,587	7,584	7,885	7,994	7,970

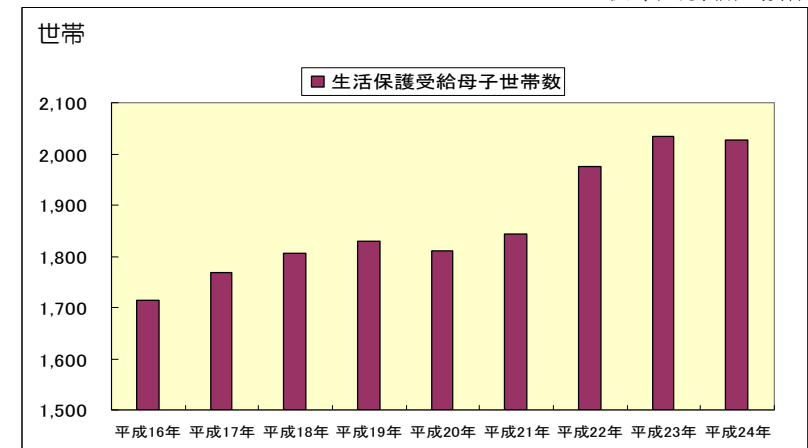
(市民・子ども局資料に基づく)



## 4. 生活保護受給母子世帯数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
生活保護受給母子世帯数	1,714	1,768	1,807	1,830	1,810	1,844	1,975	2,033	2,027

(川崎市・健康福祉局資料に基づく)

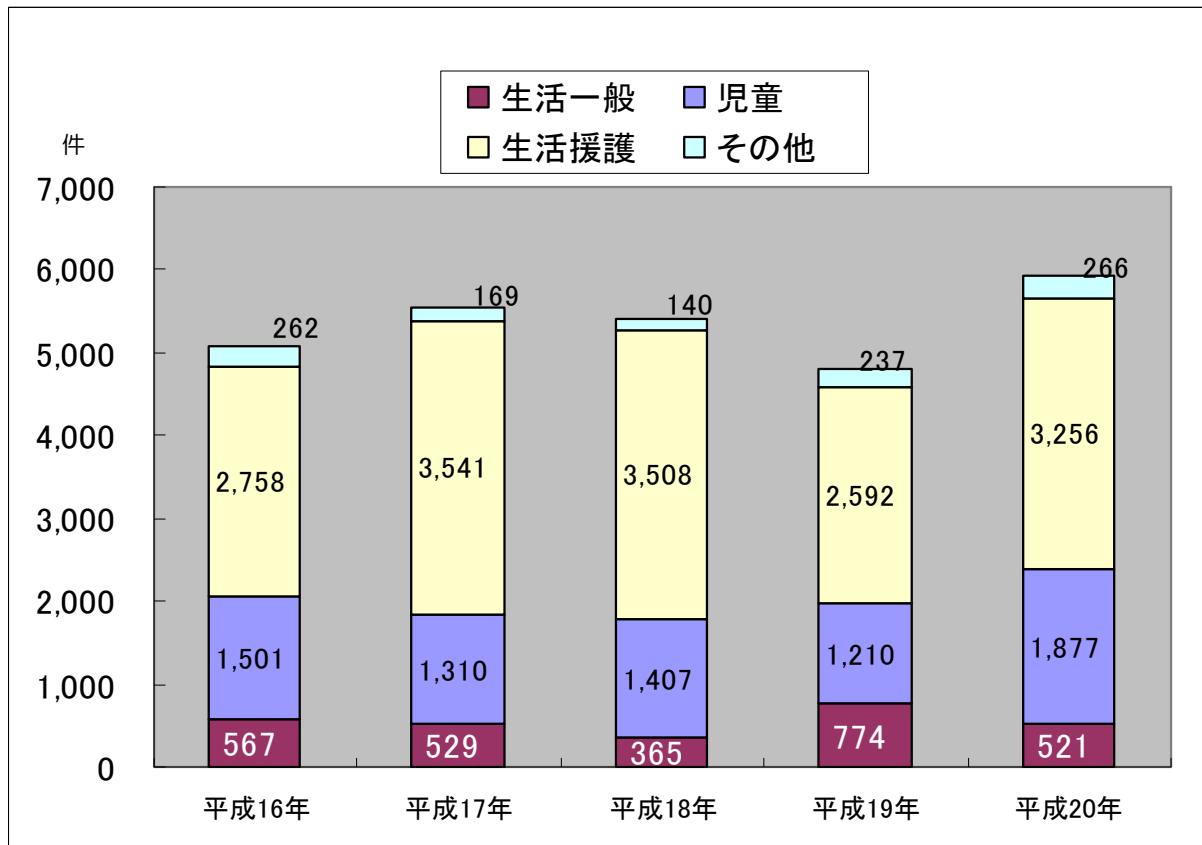


## 5. ひとり親家庭等相談件数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
相談件数	5,088	5,549	5,420	4,813	5,920
生活一般	567	529	365	774	521
児童	1,501	1,310	1,407	1,210	1,877
生活援護	2,758	3,541	3,508	2,592	3,256
その他	262	169	140	237	266

※平成23年度からは本統計をとっていない。

(市民・子ども局資料に基づく)



# 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の取組状況

川崎市母子寡婦福祉協議会会員組織のつくし会及び母子部並びに9地区の福祉会が連携し、活動を行っている。生活相談、就業相談、法律相談とともに、自立に向けたプログラム策定から技能習得向上のための研修、職業紹介まで、一体的・効率的な就業・自立支援事業を展開している。

## 【受託事業】

### (1) 就業・自立支援センター事業

就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、無料職業紹介等。

### (2) 自立支援プログラム策定事業

母子家庭の母等本人の生活状況、就業への意欲、資格取得に対する取組等の状況を把握し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、就業自立を図る。

### (3) 日常生活支援事業

川崎市在住の母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に一時的な事由により家事や育児ができないときに家庭生活支援員を派遣する。

### (4) 相談事業

子育て・生活相談、日常生活支援依頼、養育費相談、法律相談等。

## 【自主事業】

### (1) 地域間交流促進事業

地域の母子及び寡婦が抱える問題を交流の場において話し合い、悩みを共有することにより相互の需要関係を確立し、生活に活力を与える。  
母と子の絆を深めるための親子交流会、映画鑑賞会、バスレク等事業を実施。

### (2) 教育講座事業

母子及び寡婦を対象にした書道教室等。

### (3) 広報事業

当会及びサン・ライヴ、就業・自立支援センター、無料職業紹介所等を紹介する機関誌の発行。

### (4) 研修事業

各種研修会等の実施。

### (5) 子育て支援事業

日曜日保育事業の実施等

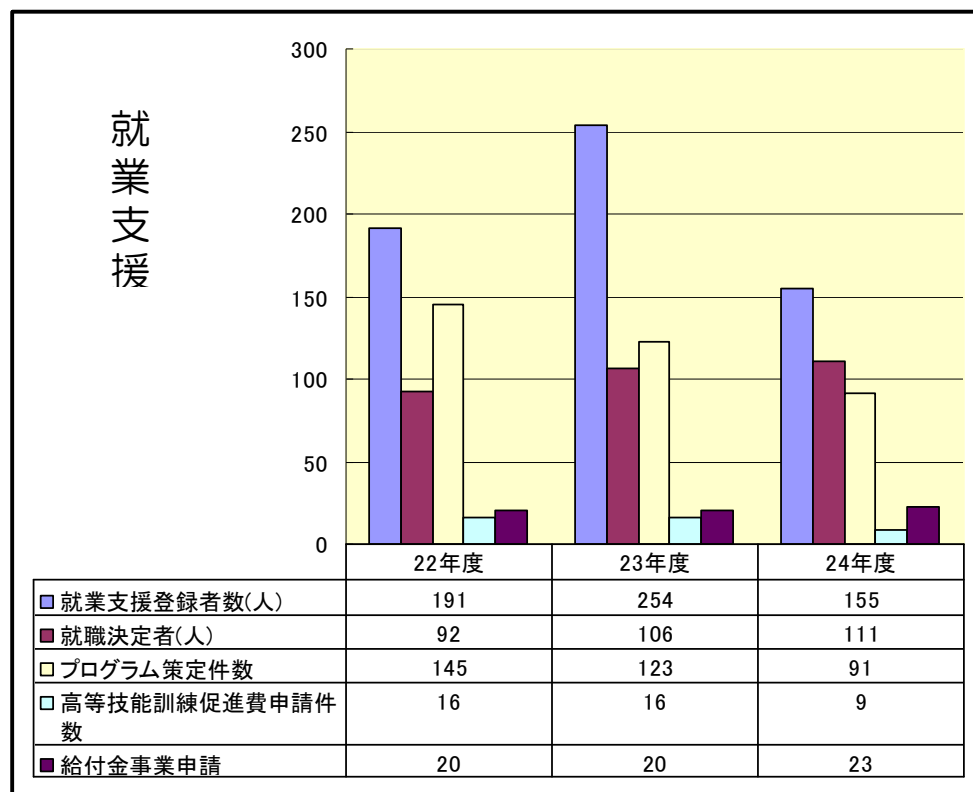
★ 母子家庭等が地域において孤立することのないよう、きめ細かな支援活動を積極的に推進している。

# § 事業実施状況 §

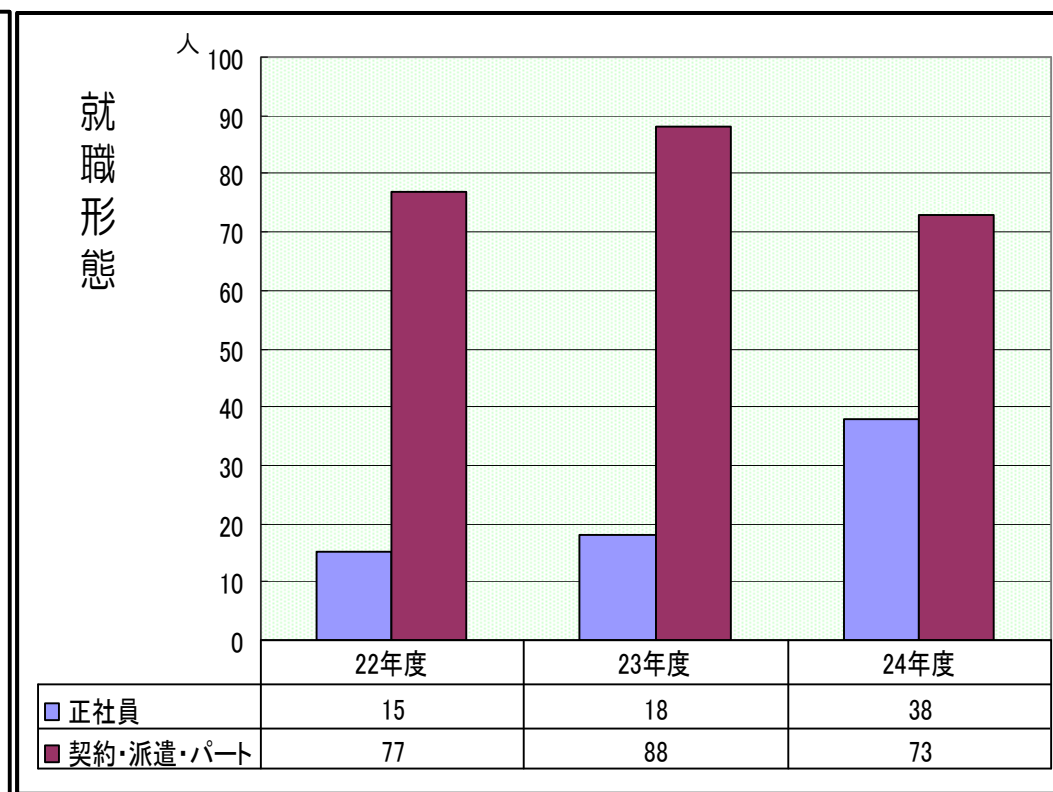
## 母子家庭等就業・自立支援センター利用状況

(川崎市母子寡婦福祉協議会)

### 《就業支援》



※毎年度約100名の就職者が決定。



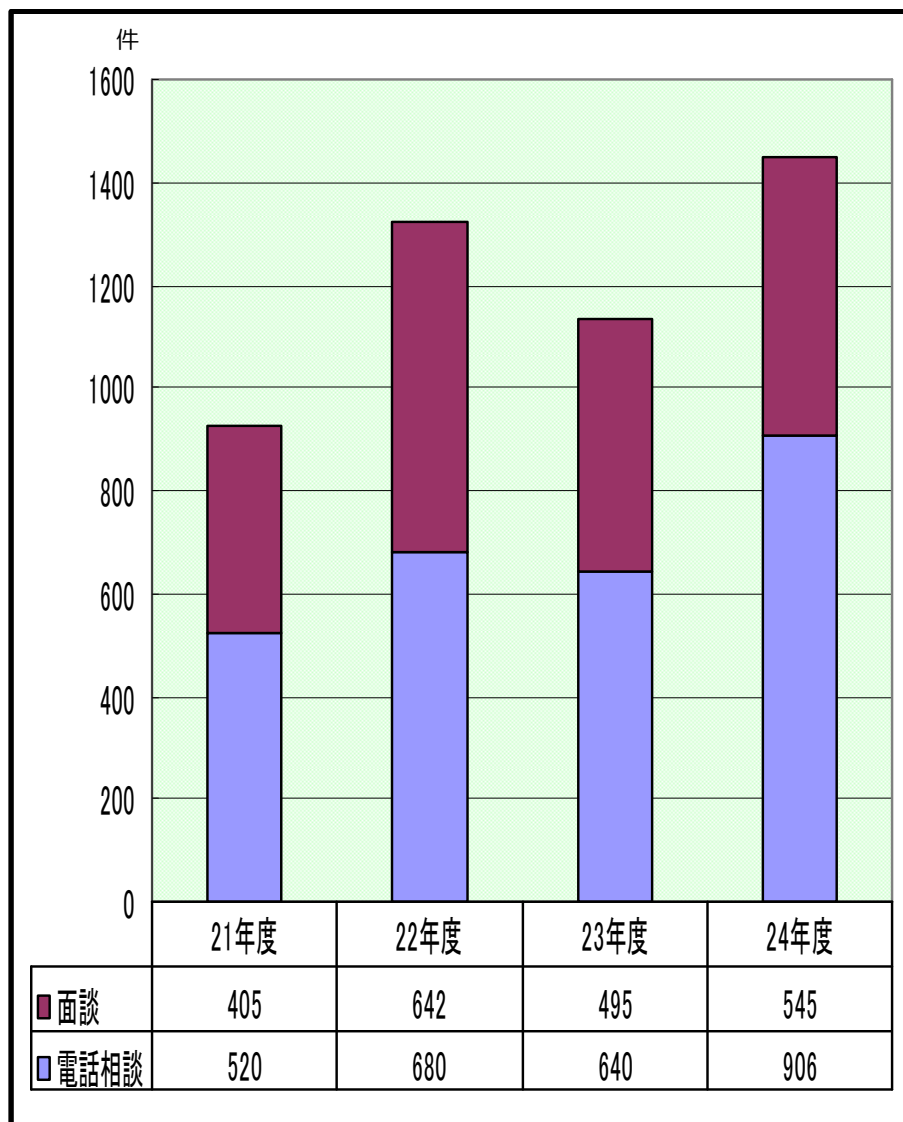
※就職者の70%以上が正社員以外。



## § 事業実施状況 §

### 母子家庭等就業・自立支援センター利用状況（川崎市母子寡婦福祉協議会）

#### 就業相談



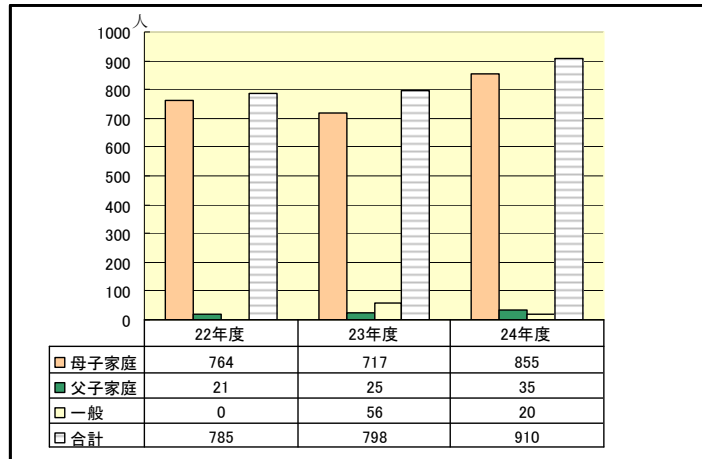
就職支援講習会・受講者の就職状況	22年度	23年度	24年度
1. パソコン入門	41	55	64
就職者	8	17	21
2. パソコンワード・エクセル	80	128	96
就職者	11	29	31
3. 簿記3級検定取得	30	20	30
就職者	3	2	18
4. 弥生会計ソフト	16	16	16
就職者	4	0	9
5. 就職支援セミナー		18	11
就職者		2	1
6. 自立支援給付金事業説明会	27	10	27
就職者	5	3	5
7. 高等技能訓練促進費事業説明会	33	24	17
就職者	1	4	5
8. パソコン検定準2・3級資格取得		32	24
就職者		7	9
9. その他	19	0	16
就職者	2	0	4
<b>受講者総数(延人数)</b>	<b>246</b>	<b>303</b>	<b>301</b>
<b>就職者(延人数)</b>	<b>34</b>	<b>64</b>	<b>103</b>

# § 事業実施状況 §

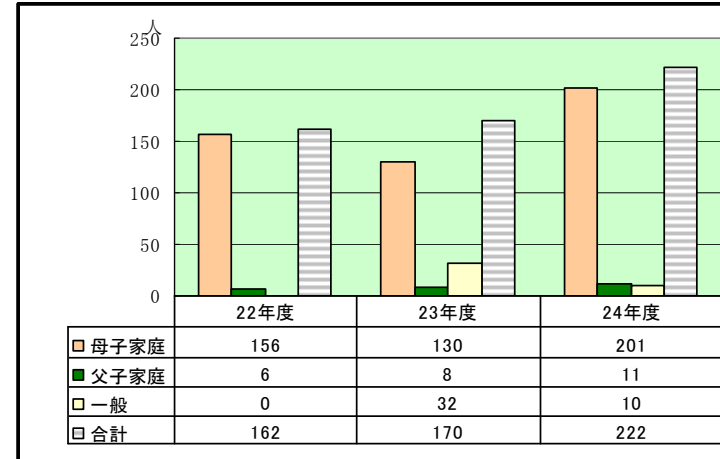
## ひとり親家庭等相談支援事業利用状況

(川崎市母子寡婦福祉協議会)

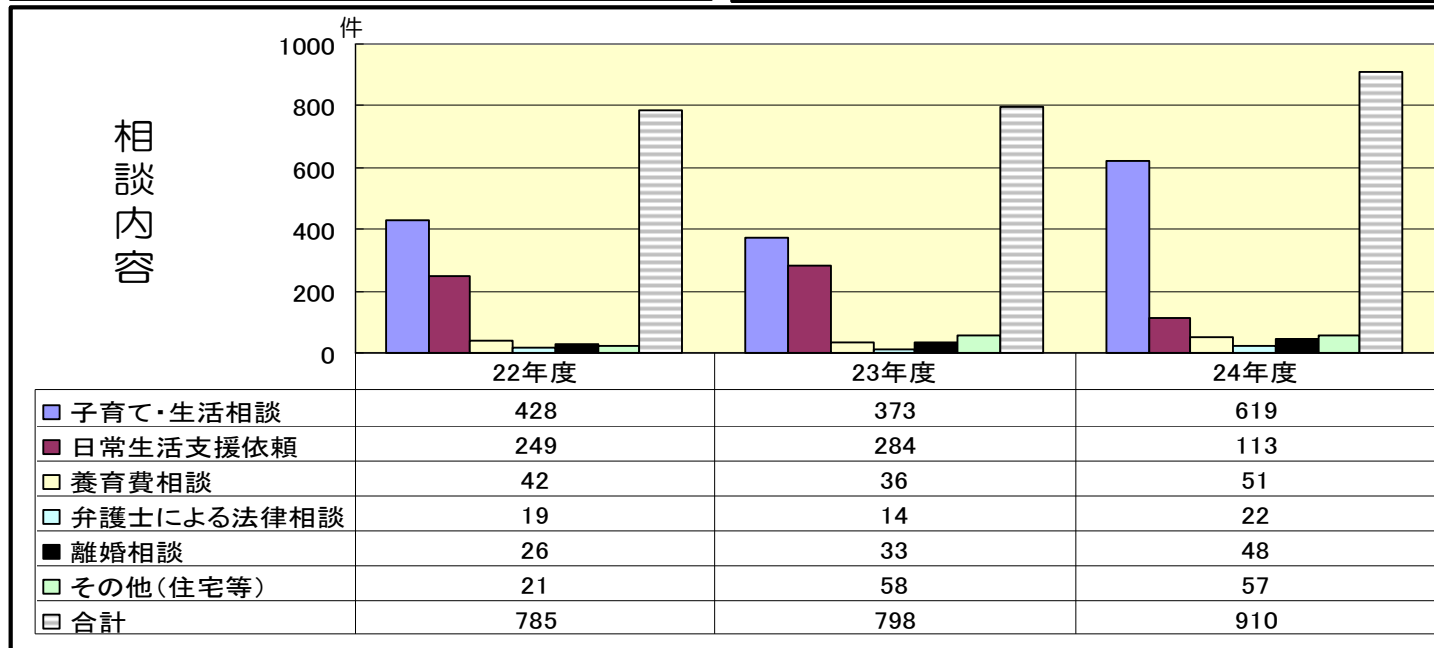
相談件数



利用人数



相談内容

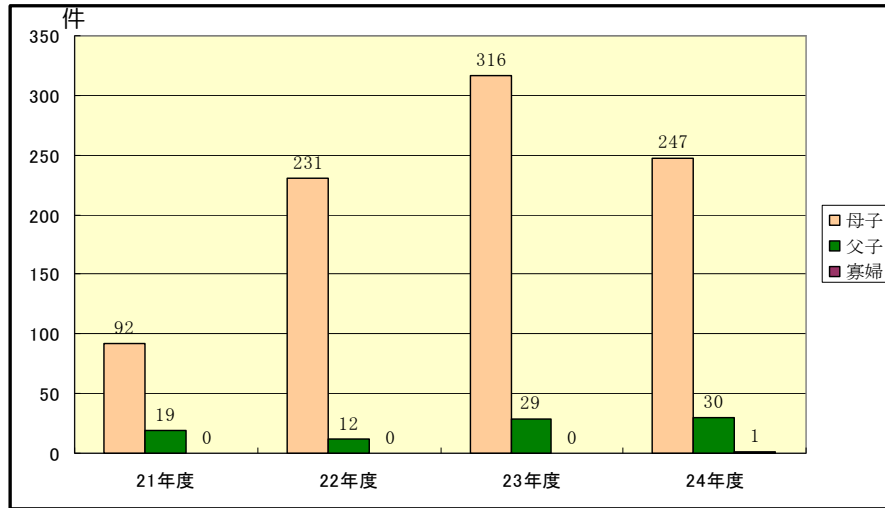


# § 事業実施状況 §

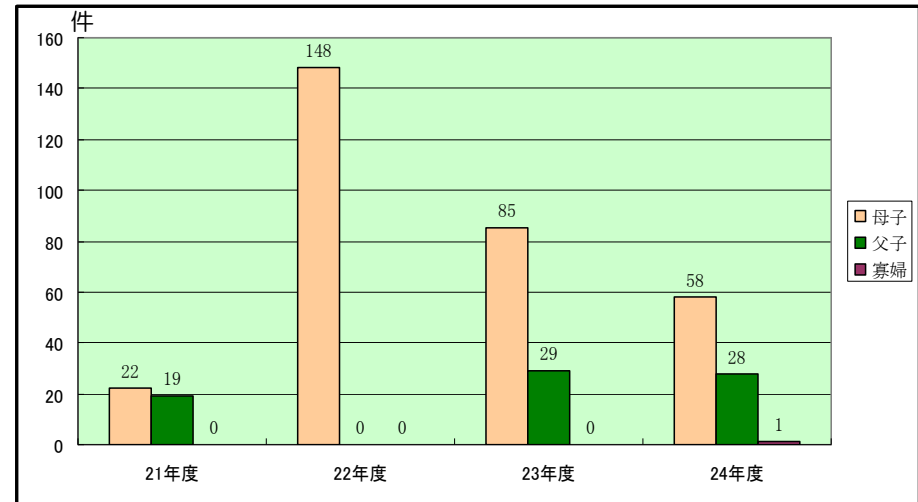
## 日常生活支援事業利用状況

(川崎市母子寡婦福祉協議会)

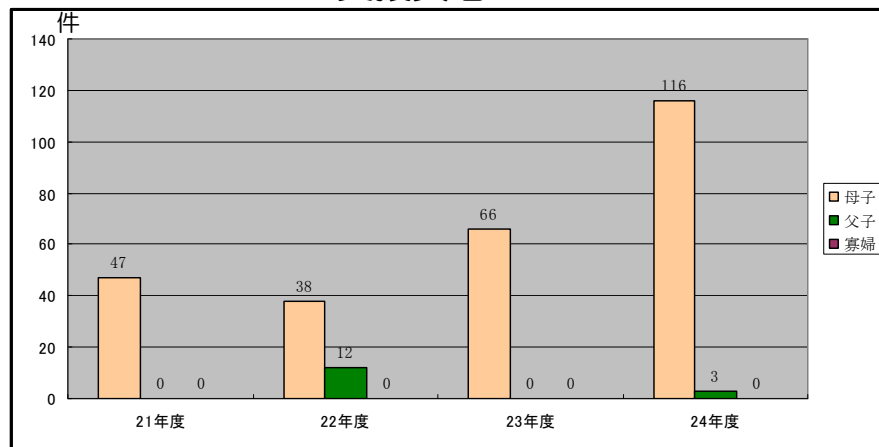
### 派遣件数



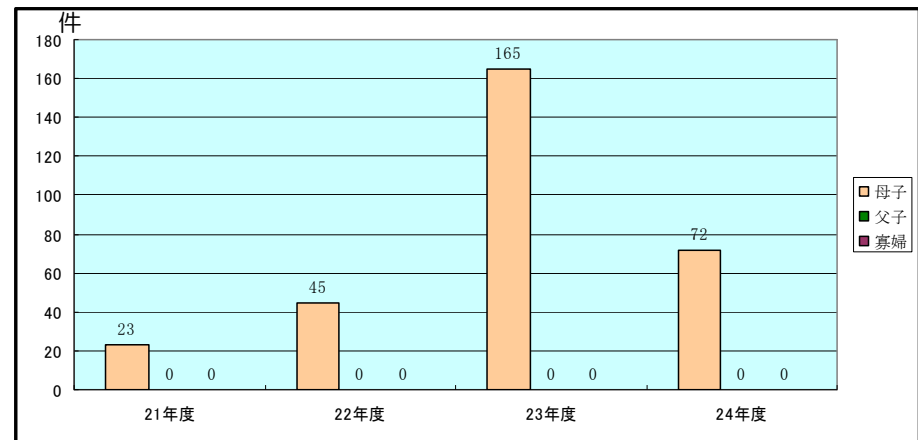
### 利用者宅



### 支援員宅



### 母子福祉センター保育室

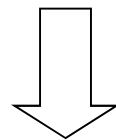


※利用件数は増加傾向にあり、特に支援員宅への派遣が増えている。

## ＝ 母子福祉団体による支援の課題 ＝

### 《 新しい事業の創設について 》

- 地方自治体におけるひとり親家庭等雇用促進事業  
地方自治体におけるひとり親家庭等の雇用促進を図る目的で、  
国がひとり親家庭等の雇用指針を示し、各自治体が指針に沿って雇用計画を策定。



無料職業紹介事業受託団体は当事業を利用し、自治体の雇用計画に沿って仲介・斡旋を行う。  
無料職業紹介所の活性化。

- ファミリーサポートセンター事業

日常生活支援事業では対象外の、恒常的に夜間勤務や休日出勤を行うひとり親家庭等の保育支援を目的とする、ファミリーサポートセンターと同様の形態の事業創設。

- 学習支援事業

貧困の連鎖を断ち切るためにも、平等な教育機会が与えられるよう、ひとり親家庭等の児童への学習支援の強化。

学習支援は、市町村レベルあるいは民間レベルで実施推進されやすいのではないかと考える。

- 子育て総合支援モデル事業(児童家庭包括支援センター)

親（就労者）と子どもを同じセンターで支援することにより、子育て世帯の総合支援を図る。

## ◇ ひとり親家庭等への今後の支援について ◇

- ◆ ひとり親家庭等の経済的安定、並びに将来の生活安定のためには自立が必要。
- ◆ 正規雇用促進策の拡充。
- ◆ 就労自立に向け優先雇用の充実等、安定就労できる支援体制の確立。

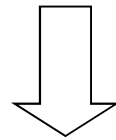
## ◇課題◇

### 1 環境整備

ひとり家庭等に限らず子育て支援全体を通し、雇用促進を図るためには企業が育児中の女性の受け入れに関し、育児者を理解する知識者が不在であると思われる。企業に育児者を理解する仕組みを整備することが必要と考える。

## 2 支援施策情報の周知

- ひとり親家庭となったときの届け時に、自治体から支援情報を取得するが、仕事と家事・子育てをしながらの相談となり、具体的な相談をする余裕がなく窓口での個別支援に差が生じている。



- インターネット、メルマガ、携帯メールなど双方向通信により支援する仕組みの構築。
- 平日就業（8時～17時）が多いことから、窓口相談時間延長を検討。
- 福祉リーフレットは簡潔で平易な言葉を使用するわかりやすいものに。

### 3 就業支援

- いかなる雇用情勢においても子育て世帯が安定した就労ができる環境の整備と、社会全体の理解と支援が必要。
- 企業内保育所の推進。企業に保育施設運営費（保育士雇用助成）を助成し、就業促進を図る。

### 4 子育て生活支援

- 学習支援

ひとり親家庭等の子どもは、生活を支えるために中卒あるいは高卒で就職し、勉強したくても大学進学等を諦めざるを得ないケースが多く、親の所得格差が子どもの教育格差に直結しているのが現状。学習支援策の拡充を。

- 子どもが学習に向かうことで他人との接遇が生まれ、親は活力を養う機会が得られる。



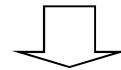
## 5 養育費確保支援

- ・ 養育費の履行確保に向け、養育費の支払いに対し法的義務を課すことのできる制度の制定。養育費の徴収・交付を国及び自治体で行う。

## 6 経済的支援

### (1) 児童扶養手当制度

- ・ 児童扶養手当の受給対象からはずれると、母子医療助成、就学援助等付随する制度が全て適応がなくなり、経済的負担が増大し、生活に不安が生じる。



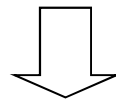
- ・ 就業収入で自立した生活ができるようになるまでの段階的支援策の検討。
- ・ 他の福祉制度にも共通するが、受給世帯でなくなったときの費用を試算し、その費用負担が解消できる就業収入に達するまで受けることができる制度の確立。
- ・ ひとり親家庭等は児童扶養手当に頼らず、就労により得た収入で安定・安心して生活を送ることを望んでいる。

## (2) 母子寡婦貸付金制度

- すべての子育て世帯に共通することであるが、大学等進学において、希望する大学等の進学資金が、現行の修学資金貸付金で不足する場合、他の福祉貸付金との併用利用を可能とする。

- 離婚直後の経済的支援

離婚直後の支援において、母子生活支援施設・DVシェルターでは対応が困難であり、また、他の福祉貸付金の住宅入居資金は諸条件により住宅資金の貸し付けが受けられない。

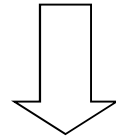


児童扶養手当・児童手当等支給までの生活・住宅借用の資金のつなぎ資金の創設。

## 7 寡婦への支援

少子高齢化等社会情勢の変化による諸問題

- 子どもの進学のための奨学金等償還により経済的基盤が悪化する。
- 年金の受取額が僅少、不安定就労による社会保険適用除外による。



- 寡婦は地域社会において若いひとり親家庭の精神的な支えとなる存在となっている。寡婦が経済的に疲弊することのない支援する仕組みが必要とされる。

